

| # | 属性 | 投稿者 | ハブコメ版 ページ | ハブコメ版 パート | 御意見 | 考え方 | ページ | パート | 原案 | 修正後 |
|---|----|------|--------------|--------------|---|---|-----|-----|----|-----|
| 1 | 個人 | 個人01 | 0 | 全般 | <p>「サイバーセキュリティ対策」が重要な構造と、私個人は思います。</p> <p>例えばですが、「センサー技術、ネットワーク技術、デバイス技術」から成る「CPS (サイバーフィジカルシステム)」の導入により、「ゼネコン (土木及び建築)、船舶、鉄道、航空機、自動車、産業機器、家電」等が融合される構造と、私は考えます。</p> <p>具体的には、「電波規格 (エレクトロリカルウェーブスペク) 」及び「通信規格 (トランスミッションスペク) 」での「回線 (サーキット) 」の事例があります。</p> <p>(ア) 「通信衛星回線 (サテライトシステム) 」における「トランスポンダー (中継器) 」から成る「ファンクションコード (チャンネルコード及びソソースコード) 」のポート通信での「DFS (ダイナミックフレカンシーセクション) 」の構造。</p> <p>(イ) 「電話回線 (テレコミュニケーション) 」における基地局制御サーバーから成る「SIP サーバー (セッションイニテションプロトコル) 」の構造。</p> <p>(ウ) 「インターネット回線 (ブロードバンド) 」におけるISPサーバーから成る「DNSサーバー (ドメインネームシステム) 」の構造。</p> <p>(エ) 「テレビ回線 (ブロードキャスト) 」における「通信衛星回線、電話回線、インターネット回線」の構造。</p> <p>具体的には、「方式 (システムスペク) 」での「回線 (サーキット) 」の事例があります。</p> <p>(ア) 「3G (第3世代) 」における「GPS (グローバルポジショニングシステム) 」から成る「3GPP方式 (GSM方式及びW-CDMA方式) 」の構造。</p> <p>(イ) 「4G (第4世代) 」における「LTE方式 (ロングタームエボリューション) 」から成る「Wi-Fi (ワイアレスローカルエリアネットワーク) 」の構造。</p> <p>(ウ) 「5G (第5世代) 」での「NR (NewRadio) 」における「MCA方式 (マルチチャンネルアクセス) 」から成る「DFS (ダイナミックフレカンシーセクション) 」の構造。</p> | 参考意見として承りました。 | 0 | 全般 | | |
| 2 | 個人 | 個人01 | 0 | 全般 | <p>(続き)</p> <p>具体的には、「情報技術 (IT) 」及び「人工知能 (AI) 」での「回線 (サーキット) 」の事例があります。</p> <p>(ア) クラウドコンピューティングでは、「ビッグデータ (BD) 」から成る「データベース (DB) 」の導入により、ITネットワークの構造。例えばですが、ファイアーウォールにおける強化では、ルーターとスイッチを狭み込む様に導入する事で、「クラウド側 (プロバイダー側) ←ルーター⇄ファイアーウォール⇄スイッチ→エッジ側 (ユーザー側) 」を融合する事で、ハードウェアの強化の構造。</p> <p>(イ) エッジコンピューティングでは、Web上における「URL (ユニフォームリソースロケーター) 」での「HTML (ハイパーテキストマークアップラングエッジ) 」から成る「API (アプリケーションプログラミングインタフェース) 」に導入により、「HTTP 通信 (ハイパーテキストトランスファープロトコル) 」における暗号化によるソフトウェアでの「HTTPS (HTTP over SSL/TLS) 」の融合により、AIネットワークの構造。</p> <p>具体的には、「サイバー空間 (情報空間) 」及び「フィジカル空間 (物理空間) 」での「回線 (サーキット) 」の事例があります。</p> <p>(ア) 「サイバー空間 (情報空間) 」では、「SDN/NFV」における「仮想化サーバー (メールサーバー、Web サーバー、FTP サーバー、ファイルサーバー) 」から成る「リレーポイント (中継点) 」での「VPN (バーチャルプライベートネットワーク) 」が主流な構造。</p> <p>(イ) 「フィジカル空間 (物理空間) 」では、「AP (アクセスポイント) 」が主流な構造。要約すると、「ボット (機械) における自動的に実行する状態」による「DoS攻撃」及び「DDoS攻撃」でのマルウェアにおける「C&Cサーバー (コマンド及びコントロール) 」では、「LG-WAN (ローカルガブメントワイドエリアネットワーク) 」を導入した「EC (電子商取引) 」の場合では、クラウドコンピューティング及びエッジコンピューティングにおける「NTP (ネットワークタイムプロトコル) 」の場合では、「検知 (ディテクション) ⇒分析 (アナライズ) ⇒対処 (リアクションメソッド) 」での「サイバーセキュリティ対策」が重要と、私は考えます。</p> | 参考意見として承りました。 | 0 | 全般 | | |
| 3 | 個人 | 個人03 | 0 | 全般 | <p>元夫がギャンブル依存症です。今は何処にいるのかも分かりません。3人の子供を授かった結婚生活の(ほぼ)夫がばちんこで作った依存症の症状である度重なる嘘でずっと借金返済で追われる苦しい生活でした。子どもと私の病気が発覚してからは元夫が怒り狂ったように暴れるようになり、行政に助けをもらい、自助グループに通うように提案され何とか子どもたちとギャンブル依存症の元夫から離れる事ができ、離婚も成立できました。これからIRなどの発定、遊戯場、競馬競輪競艇など顔認識システムの導入、ギャンブル依存症者の制限、年齢制限を求めるシステムを希望します。たばこのタスポに顔認識がついたようなものです。ギャンブル依存症の低年齢化、ネットからの購入でどんどんギャンブル依存症が増加しています。家族は苦しいままです。他の国の如くIRを開催するにあたりシンガポールのギャンブル規制法があってほしいと思います。</p> | 本ガイドブックは、特定の個人を識別する目的でのカメラ画像の利用は対象外としています。参考意見として承りました。 | 0 | 全般 | | |

カメラ画像利活用ガイドブックver3.0（案）についての意見募集の結果と御意見に対する考え方

| # | 属性 | 投稿者 | パフコメ版 ページ | パフコメ版 パート | 御意見 | 考え方 | ページ | パート | 原案 | 修正後 |
|---|----|------|--------------|--------------|---|---|-----|-----|---|--|
| 4 | 個人 | 個人23 | 0 | 全般 | ・生活者が安心できる基準(可視性に優れ、定義が分かりやすいもの)の検討 ガイドブック内にも記載がある通り、生活者からはカメラの性能や撮影の詳細が分からないため、例えば色分けされたステッカー等の、データ種別や用途が識別しやすいものを統一する方向で検討できると安心し繋がるかと考えております。 | ご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。 | 0 | 全般 | | |
| 5 | 個人 | 個人23 | 0 | 全般 | ・配慮事項の対応例に代表される実施前のフロー 諸外国での事例にある影響調査(インパクトアセスメント)の観点を取り入れられると良いかと考えております。カメラ設置事業者が運用開始前に確認するチェックポイントのようなものが普及しやすいかと思えます。カメラ設置者/カメラサービス提供者双方とユースケースを蓄積し、ポイントの明確化を行う進め方はいかがでしょうか。 | ご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、「4.4設計時の配慮」の配慮事項及びその脚注42において、リスク分析やPIAについて触れさせていただいています。 | 0 | 全般 | | |
| 6 | 個人 | 個人23 | 0 | 全般 | ・ガイドブック自体、及びガイドブックを活用した事業者での取り組み事例の蓄積/発信 既にセミナー/リリース等で発信いただいておりますが、更に普及を図るため、ガイドブックを活用している事業者の実際の取り組み発信、ガイドブック自体の周知を多様なチャネルから行う等が考えられるかと存じます(弊社も一企業ではありますが、カメラサービス提供者として、カメラ利用者向けにガイドブックの周知を進める所存です)。リアルな事例を含めた発信によって、事業者が「自分ごと」化しやすいと考えます。 | ご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。 | 0 | 全般 | | |
| 7 | 個人 | 個人23 | 0 | 全般 | ・事業者がリスクに気付き対策する手段(技術的ツール 等)の導入支援 カメラ設置事業者のリテラシーレベルは様々であることが想定されます。上記に挙げた啓発活動等の人的取り組みに加え、リスクヘッジの手段(セキュリティ等)の啓発や支援が行われると、より安全なIoT社会の構築に繋がるかと存じます。 | ご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。 | 0 | 全般 | | |
| 8 | 法人 | 法人1 | 0 | 全般 | ・意見内容 カメラ付属のマイクで収集した音情報の扱いはどう考えればよいでしょうか？例えば、特定人物の音声情報は個人情報となり、同様の措置が必要となるのでしょうか？ ・理由 (意見内容を含む) | 本ガイドブックはカメラ画像の利活用を検討対象としており、音声情報は検討の対象外となります。 『「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ & A』（令和2年改正法関係（未施行）令和4年4月1日施行）のQA1-11に、録音記録に関する内容が記載されていますので、ご参照ください。回答の中で、その他の情報と容易に照合できそれによって特定の個人を識別することができれば、その情報とあわせて全体として個人情報に該当することがあるとの記載があります。動画などで特定の個人を識別しうるカメラ画像と一体となっている場合には、個人情報に該当しますので、ご注意ください。 | 0 | 全般 | | |
| 9 | 個人 | 個人04 | 1 | 1. | 【意見】 言及すべき資料を以下に変更すべきと考える。 令和4年に公表された「DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブックver1.2」 【理由】 ・令和2年度に公表されたプライバシーガバナンスガイドブックでは、LINE社の取り組みを肯定的に評価しているが、いわゆる「LINE事件」後、LINE社は模範企業ではないものとされ、同ガイドブックから同社の取り組みの記載が削除されるなど少なからぬ変更が存在している。 ・事業者がどのプライバシーガバナンスガイドブックを参照すべきかを具体的にわかりやすくするべく、参照先を最新のプライバシーガバナンスガイドブック（ https://www.meti.go.jp/press/2021/02/20220218001/20220218001.html ）を言及すべき。 | ご指摘を踏まえ修正いたします。 | 1 | 1. | 「『DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック』（経済産業省、総務省）」 | 「『DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック』（経済産業省、総務省、令和4年2月ver1.2公表）」 |

| # | 属性 | 投稿者 | ハブコメ版 ページ | ハブコメ版 パート | 御意見 | 考え方 | ページ | パート | 原案 | 修正後 |
|----|----|------|--------------|--------------|--|--------------------------------|-----|-----|----|-----|
| 10 | 個人 | 個人05 | 1 | 1 | <p>[該当箇所] 「被写体本人にとっては、様々な利用形態のカメラであっても、カメラそのものは全て同じものに見えるため、カメラで取得された情報がどの範囲で利用されるのか、カメラ本体を目視しただけでは想像・把握できない」</p> <p>[意見] 利用目的が防犯カメラ以外のカメラについては、カメラのレンズの周辺部は赤くするという方法で、生活者が容易に利用目的を判断できることを促すことを今後は検討していただきたい。</p> <p>[理由] まず、被写体本人にとっては、様々な利用形態のカメラであっても、カメラそのものは全て同じものに見えるため、カメラで取得された情報がどの範囲で利用されるのか、カメラ本体を目視しただけでは想像・把握できないのご指摘はその通りである。しかし、被写体にとっての透明性を向上させるために、企業が文書の掲示を行ったとしても、いちいち被写体がたどまってそれを読むということも考えにくい。 そういう実態に照らすならば、防犯カメラ以外のカメラには、カメラのレンズの周辺部を赤くする方法により、そのカメラが防犯カメラ以外であることが容易に想像・把握できるようにするという方法での透明性向上を目指すことを検討していただきたい。 まったく異業種の例を引いて恐縮ですが、産業保安や医療業界においては、ガスボンベの中のガスの種類ごとに、ガスボンベの色を変えするという工夫をして、一見してどのガスのボンベであるかを判別できるようにしている。たとえば、酸素は黒、二酸化炭素は緑、亜酸化窒素は青といったようにしている。（例：https://daitoh-mg.jp/2013/11/world-gas-cylinder-color.html） 透明性向上はGDPRにおいても重視されているが、どうしても本人向けの文書の量を増やすという方向に法律家の議論は行きがちである。そうではなく、一見してわかるようにするために色を使うなどして視覚的にわかりやすくすることをぜひご検討いただきたい。</p> | ご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。 | 1 | 1 | | |

| # | 属性 | 投稿者 | パフコメ版 ページ | パフコメ版 パート | 御意見 | 考え方 | ページ | パート | 原案 | 修正後 |
|----|----|------|--------------|-----------------------------|---|-----------------|----------|-----------------------------|---|--|
| 11 | 個人 | 個人06 | 3,16,100 | 1.,3.3 (1) 脚注15,検討 体制 | <p>【該当箇所】</p> <p>1. 「また、具体的なサービス展開に当たっては、・・・個人情報保護委員会・・・に相談をし、丁寧に進めることが望ましい。」</p> <p>3.3 (1) の脚注 「インデックス等を付与せず、検索性を持たせないまま顔等の特徴が含まれる画像を保存している場合も、「個人情報データベース等」に該当するか否かは、専門家間でも意見が分かれるところであるため、管理方法には十分に留意する必要がある。」</p> <p>検討体制 オブザーバー 「個人情報保護委員会事務局」</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まず、本ガイドブックの表紙のクレジットに、「個人情報保護委員会」を含めるべき。少なくとも「1. はじめに」に「個人情報保護委員会事務局（オブザーバーとして検討会に参加）からの意見も踏まえて」という記載を追加すべき。 ・ 3.3 (1) の脚注において、可能であれば、「インデックス等を付与せず、検索性を持たせないまま顔等の特徴が含まれる画像を保存している場合も、「個人情報データベース等」に該当するか否か」の判断方法についてもより具体的な記述を設けるべき。もし現時点では具体的な判断方法を示すのが難しくとも、少なくとも以下のとおりに変更すべき。 <p>「インデックス等を付与せず、検索性を持たせないまま顔等の特徴が含まれる画像を保存している場合も、「個人情報データベース等」に該当するか否かは、個別事案ごとに判断が分かれるところであるため、管理方法には十分に留意する必要がある。」</p> | ご指摘を踏まえ修正いたします。 | 3,16,101 | 1.,3.3 (1) 脚注16,検討 体制 | | |
| 12 | 個人 | 個人06 | 3,16 | 1.,3.3 (1) 脚注15,検討 体制 | <p>（続き）</p> <p>【理由】</p> <p>1） 事業者は、実際の事業を行うにあたって本ガイドブックの記載を参考にするだけでなく、個人情報保護委員会にも別途相談する必要があるようである。これでは、事業者にとっては本ガイドブックに沿って運用しつつ、同時に個人情報保護委員会にも相談するという手間が発生する。そもそも、本ガイドブックは、個人情報保護法の解釈に立ち入っており、しかも、オブザーバーに個人情報保護委員会が関わっているのであるから、そのような二度手間が発生しなくて済むように、本ガイドブックのクレジットに個人情報保護委員会も加えるのが自然と考える。</p> <p>2） そのような二度手間の観点から具体的に疑問符を呈したいのは3.3 (1) の脚注である。「個人情報データベース等」に該当するかは、「専門家」が決めるのではなく、第一義的には行政解釈権限を有する個人情報保護委員会であり、最終的には、司法機関である。オブザーバーとして行政解釈権限を持つ個人情報保護委員会が参加しているにもかかわらず、同法の解釈について「専門家」なるものに解釈を委ねると記載したのは業務の懈怠と言われて仕方がないように思われる。</p> <p>3） なお、他省庁の件ではあるが、「空港での顔認証技術を活用した One ID サービスにおける個人データの取扱いに関するガイドブック」（国土交通省航空局、令和2年2月13日）においても個人情報保護委員会がオブザーバーとして参加しているものの、個人情報保護法の解釈については別途個人情報保護委員会に照会しなければいけないとの記載が意見募集段階の案には存在した。その際も、意見募集の結果、「1.2 本ガイドブックの適用対象及び留意事項」に「個人情報保護委員会事務局（オブザーバーとして検討会に参加）からの意見も踏まえて、」という追記がされ、個人情報保護委員会のオンラインがされたガイドブックであることが示されたという先例がある。</p> <p>4） 上記1）及び2）の理由、並びに過去の先例である3）を踏まえて、本ガイドブックにおいても、「個人情報保護委員会事務局（オブザーバーとして検討会に参加）からの意見も踏まえて、」という追記を加えるか、さらに進んで表紙のクレジットに個人情報保護委員会を追記することを以て、事業者によるデータ利活用の一層の推進を可能ならしめるべきと考える。</p> | ご指摘を踏まえ修正いたします。 | 3,16 | 1.,3.3 (1) 脚注16,検討 体制 | <p>1.（追記）</p> <p>3.3 (1) 脚注 「インデックス等を付与せず、検索性を持たせないまま顔等の特徴が含まれる画像を保存している場合も、「個人情報データベース等」に該当するか否かは、専門家間でも意見が分かれるところであるため、管理方法には十分に留意する必要がある。」</p> | <p>「なお、個人情報保護委員会事務局（オブザーバーとしてサブワーキンググループへ参加）からの意見も踏まえて取りまとめを行った。」</p> <p>3.3 (1) 脚注 「インデックス等を付与せず、検索性を持たせないまま顔等の特徴が含まれる画像を保存している場合も、「個人情報データベース等」に該当するか否かは、個別事案ごとに判断が分かれるところであるため、管理方法には十分に留意する必要がある。」</p> |
| 13 | 法人 | 法人1 | 7 | 3.1 図表3 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当箇所 「カメラの撮影の対象となる場所の分類」 ・ 意見内容 <p>対象エリアの定義、整理いただいたことに感謝いたします。</p> | 賛同意見として承りました。 | 7 | 3.1 図表3 | | |

| # | 属性 | 投稿者 | パフコメ版 ページ | パフコメ版 パート | 御意見 | 考え方 | ページ | パート | 原案 | 修正後 |
|----|----|------|--------------|--------------|---|---|-----|---------|----------------------------|--------------------------|
| 14 | 個人 | 個人02 | 8 | 3.1 | <p>レポート分析は、個人識別符号を特定の人物に与えて、その同一人物の行動を追って分析する。つまり特定の人物を監視することとほぼ同じことである。</p> <p>購買のマーケティング等が主目的であっても、その画像の人物を検索したら、ネット上で容易に個人情報特定できる。個人が特定できてしまう情報は、個人のプライバシーを侵害する甚大な恐れがある。であるから収集、保管すべきではない。</p> <p>第三者利用を想定しないとあるが、今後はわからないのであるから、第三者に渡ったときに個人が特定できる可能性がある情報を収集するのは危険だと思われる。</p> | <p>レポート分析は、特徴量データ（個人識別符号）を一定期間保存し、来店履歴、行動履歴等を紐づけて取得するものですが、保存期間経過後に、特徴量データ（個人識別符号）を破棄し、統計情報として利用します。</p> <p>本ガイドブックでは、プライバシーへの影響に配慮し、レポート分析等で、個人のデータを取得する時間的範囲・空間的範囲が広がるほど、プライバシーの観点から注意が必要である旨を記載しています。</p> <p>また、カメラ画像等の個人に関する情報を、特定した利用目的外に利用してはならないこと、漏洩などを防ぐため合理的な安全管理対策をとることも記載しています。</p> <p>事業者には、プライバシーへの影響を認識し、本ガイドブックに記載の内容を踏まえて適切に運用いただきたいと考えます。</p> | 8 | 3.1 | | |
| 15 | 法人 | 法人1 | 8 | 3.1 脚注3 | <p>・該当箇所 「共同利用は、データを利活用する者の範囲が生活者から見えづらいう特徴からすれば、適用には慎重を期すべきだと考えられる」</p> <p>・意見内容 第三者提供がNGで共同利用も慎重を期すべきというニュアンスだと、事業者が共同利用を行うことに対してネガティブな印象を受けやす。「共同利用の場合には、データを利活用するものの範囲について、生活者に十分伝わるように、告知や公表等の仕方に関する慎重な配慮が必要」というニュアンスへの修正を要望いたします。</p> <p>・理由 第三者提供も共同利用も推奨されないような誤解を生じるため。</p> | <p>共同利用は、データを利活用する者の範囲が生活者から見えづらいう特徴があり、通知又は公表により、利活用の範囲を本人の容易に知り得る状態にするには、その範囲の明示はもちろん周知を十分行い、透明性を担保し、生活者の理解が得られるような運用が求められると考えます。本ガイドブックで取扱うケースにおいては、個人情報保護法でいうところの「公表」による対応がなされることか一般的かと考えられますが、データを共同で利用する先や、その方法が多様化していけば、「公表」により本人の容易に知り得る状態を担保することに困難さが伴います。そのため、共同利用を適用することには慎重を期していただきたいという趣旨で記載しています。</p> | 8 | 3.1 脚注3 | | |
| 16 | 法人 | 法人1 | 9 | 3.1 | <p>・該当箇所 「特定の個人を識別して個人向けに何らかの具体的なサービス（VIP 対応等）を返すことを目的とするケース」</p> <p>・意見内容 VIP サービス等の特定個人向けサービスのため、VIP 本人に対しては同意取得可能ですが、それ以外の不特定の一般客に対しては同意の取得は不可能です。不特定の個人のなかからVIP を見つけ出すためには、不特定個人の顔画像取得・特徴量生成を行う顔照合処理を行うこととなります。その場合、不特定客向けに、どのような告知（店舗内掲示）をすべきなのか、という点も事業者としては悩ましい論点としてあります。顔画像を特定個人向けサービスのために取得するケースで、特定個人の本人同意については個人情報保護法の遵守で行う手段がありますが、不特定個人の顔画像の中から特定個人を識別するために、不特定の顔画像も取得が必要なケースについても、今後のスコープに追加いただくことを要望いたします。</p> <p>・理由 特定個人向けサービスのために、写り込んでしまう不特定個人に対して、どのような告知（店舗内掲示）をすべきなのかという論点も、カメラ画像利用のスコープに取り入れて検討いただきたい。</p> | <p>ご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本ガイドブックの中でも、写り込みも想定し、カメラに写り込み得る生活者に対するコミュニケーションをはじめとする配慮事項をまとめておりますので、参考にしていただければと考えます。</p> | 9 | 3.1 | | |
| 17 | 法人 | 法人1 | 10 | 3.2 (1) | <p>・該当箇所 「肖像権として、保護の対象とされることがある。」</p> <p>・意見内容 プライバシーにおける肖像権はわかりますが、前後の文面および過去のガイドブックを鑑みると、唐突感と重たい印象があります。そのため、注釈の判例も過去のガイドブックと比較して重たい事例が多いと考えます。</p> <p>・理由 肖像権保護に関して強調されすぎると、事業者を委縮させることにもなり兼ねず、その対応策まで含めた記載にしていたため。またプライバシー裁判事例もカメラ画像利用ガイドブックとして相応しいものではないと考えられるため。</p> | <p>本ガイドブックでは、3.2において、プライバシー保護について、私法上の考え方について整理しています。肖像権については、プライバシーの特殊領域としてご紹介をしています。</p> <p>プライバシーや肖像権の考え方のご説明部分では、必ずしもカメラ画像に関係しない判例で説明をしております。判例が限られている中で、適当なものを記載しています。</p> <p>事業者が、データ利活用から生活者等に生じるプライバシーリスクの低減を自ら図っていく際に、考え方として、参考にしていただければと考えます。</p> | 10 | 3.2 (1) | | |
| 18 | 個人 | 個人07 | 10 | 3.2 (1) | <p>【該当箇所】 「D.プライバシー」</p> <p>【意見】 「データプライバシー」か「プライバシー」の誤記かと思われる。</p> <p>【理由】 DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブックver1.1にも同ガイドブックver1.2にも「D.プライバシー」という語は出現しないため。</p> | <p>ご指摘を踏まえ修正いたします。</p> | 10 | 3.2 (1) | 「D.プライバシー」の概念定義を試みるのではなく、」 | 「プライバシー」の概念定義を試みるのではなく、」 |

| # | 属性 | 投稿者 | パブコメ版 ページ | パブコメ版 パート | 御意見 | 考え方 | ページ | パート | 原案 | 修正後 |
|----|----|------|--------------|--------------|--|---|-----|--------------|----|-----|
| 19 | 個人 | 個人08 | 11 | 3.2 (1) | <p>[該当箇所] 「正当な理由なく差別的取扱いを行うために利用すること」</p> <p>[意見] 正当な理由のない差別的取扱いの例を示していただきたい。</p> <p>[理由] しばしば個人情報保護の主たる目的は、不当な差別的取扱いを行わないことであるとの議論がなされている。しかし、具体的に何がその差別的取扱いなのかについては、遅延として議論が進んでいないように思われる。 一般論として何が「正当な理由」が無い「差別的取扱い」であるかを論じるのは哲学的・倫理的問題にもなり難しいと思われるので、適用ケース（1）～（6）という具体的事例において（a）どのような取扱いが問題がなく、（b）どのような取扱いは個別検討が必要で、（c）どのような取扱いは違法なのかを示していただきたい。 たとえば、頻繁に同じ店舗や同じショッピングモールでカルビーの「ポテトチップス」を購入する生活者に対して湖池屋の「カラムーチョ」の割引クーポンを配布し、ほかの生活者にはその割引クーポンを配布しないのは、（a）問題がない差別的取扱いと思われる。 また、頻繁に店舗Aに訪れ、デンタルフロスや歯磨きを購入する生活者に対して、店舗Aで販売する商品と関連した商品を販売する隣接店舗B（健康グッズ販売店）の割引クーポンを配布し、それ以外の生活者には割引クーポンを配布しないのも（a）問題がない差別的取扱いに該当すると考える。このように正当な理由のない差別的取扱いであるかを具体的にしてい取組みを本ガイドブックにしていいただきたい。 他方、薬局Aで「凌十」を頻繁に購入する生活者に対して、スーパーB「レッドブル」の割引クーポンを配布し、それ以外の生活者には割引クーポンを配布しないのも（a）問題がない差別的取扱いに該当すると考える。 なお、オプザバーに小売企業が入っており、実際に行っているクーポンの配布の場面で行われている差別的取扱いの事例はよくご存じのため、このような具体化は可能と考える。</p> | <p>本ガイドブックの適用ケースを想定し、4.1基本原則の脚注28に、本ガイドブックのユースケースにおける差別的な取扱いについて、考え方を記載しております。 「本ガイドブックの適用ケースにおいては、特定の個人を識別する目的でカメラ画像を取得するケースは対象としていないが、例えば、カメラ画像から分析した結果を用いて施策を打つ際に、あるカテゴリ（例えば、性別、年代、人種、障害等によるカテゴリ）に属する生活者の層に対する対応、不利益や差別的取扱いとなるようなことはないか、注意を払う必要がある。個人情報保護法においても、不適正な利用は禁止されている（第19条）。 （なお、民間での差別的扱いに関する考え方を示した文書は少ないが、「公正な採用選考の基本」（厚生労働省）においては、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項を把握し判断することが差別につながるおそれがあることが指摘されている。）」</p> | 11 | 3.2 (1) | | |
| 20 | 個人 | 個人09 | 12 | 3.2 (1) 脚注12 | <p>[意見] 英国個人情報保護委員会（ICO）のビデオ機器による監視（video surveillance）についてのガイダンスも参照すべき。 https://ico.org.uk/for-organisations/guide-to-data-protection/key-dp-themes/guidance-on-video-surveillance/</p> <p>[理由] 日本は英国との間でも相互認定を行っているなど個人情報保護制度・プライバシー制度においては協調路線を採っている。そうしたところ、2022年2月に英国ICOにおいてビデオ機器による監視（video surveillance）に関するガイダンスが公表され、内容的に有意義な点が少なからずあるため、本ガイドブックでも同ガイダンスに言及し、日本の事業者の参照に資するべきと考える。</p> | <p>本ガイドブックでは、防犯目的の利活用は対象としていないため、当該資料は掲載しておりません。</p> | 12 | 3.2 (1) 脚注12 | | |
| 21 | 法人 | 法人1 | 13 | 3.2 (1) | <p>・該当箇所 「真剣に考えを尽くし、丁寧にコミュニケーションをとり、信頼関係を構築していくことが求められる。」</p> <p>・意見内容 推奨されるコミュニケーションの具体例の補足を要望いたします。</p> <p>・理由 「丁寧なコミュニケーション」だけでは分かりにくいため。</p> | <p>「4.2 コミュニケーションの配慮」「4.5 事前告知の配慮」「4.6 取得時の配慮」にコミュニケーションを行う際の配慮事項をまとめております。脚注15においても具体的なコミュニケーション例の言及をしております。コミュニケーションにおいては、丁寧な説明だけでなく、生活者が不安に思う点や、生活者の理解度を汲み取り、取組の改善やさらなる説明などを継続的に行うことが大切になります。</p> | 13 | 3.2 (1) | | |

| # | 属性 | 投稿者 | パフコメ版 ページ | パフコメ版 パート | 御意見 | 考え方 | ページ | パート | 原案 | 修正後 |
|----|----|------|--------------|-----------------|---|---|-----|-----------------|---------|--|
| 22 | 個人 | 個人10 | 13 | 3.2 (2) | <p>【該当箇所】 「カメラ画像から、人種、信条、・・・最も私的な事項に係る情報を抽出して検知したり、推定を行ったりすることについては、・・・慎重な配慮が求められる。」</p> <p>【意見】 誤記の訂正も併せて行い以下の通り変更いただきたい。 「カメラ画像から、人種、信条、健康、内心など、生活者の最も私的な事項に係る情報を入手したり、抽出して検知したり、推定を行ったりすることについては、・・・慎重な配慮が求められる。たとえば、医療機関への出入りに関するカメラ画像の取得は防犯目的に原則限るべきである。」</p> <p>【理由】 個人情報から要配慮個人情報を推知する方法の典型例としては、小売店での購買傾向から妊娠の兆候をさくることがあげられる（米国の事例。） しかし、このような「分析」（抽出して検知や推定）をせずとも、生活者の動線を見るだけでその人の健康情報（要配慮個人情報ではない）が一見明白にわかる情報をカメラ画像で入手しうる場合がある。 たとえば、ショッピングモール内に医療機関がある場合、その医療機関内に生活者が入るといった動線の情報自体が、その生活者の「健康」についての個人情報を、「分析」を介さずとも直接その情報が「入手」可能となっている。 実際、ショッピングモール内に医療機関が進出する例は増えてきている（例：イオンモール幕張西の事例 https://news.yahoo.co.jp/articles/bfaa1a7c0627599aef0adeba9610ae002a3a7a2f） このことを踏まえ、医療機関の周辺でのカメラ画像については、防犯目的であることを原則とすることを求めるとともに、カメラ画像を用いることで「分析」を介さず直接、健康に関する情報を「入手」できてしまうという点に対して注意喚起をしていただきたい。</p> | <p>ご指摘を踏まえ修正いたします。 医療機関に限らず、撮影の対象とする場所について配慮するよう記載しました。</p> | 13 | 3.2 (2) | (脚注を追記) | <p>「なお、撮影の対象とする場所の情報（カメラが撮影対象としている施設がどのような施設であるかの情報等）によって、生活者の最も私的な事項に係る情報が類推され、プライバシーへの影響の高い情報を入手することにつながる可能性にも注意が必要である。」</p> |
| 23 | 法人 | 法人1 | 13 | 3.2 (2) | <p>・該当箇所 「内心など、生活者の最も私的な事項に係る情報を抽出して検知したり、推定を行ったりすることについては、プライバシーへの影響が高いため、慎重な配慮が求められる」</p> <p>・意見内容 感情推定・笑顔判定・ストレス判定等の心理状態の推定技術は実用化されているため、運用面でどこまでが許されるかについて、記載いただくことを要望いたします。</p> <p>・理由 「慎重な配慮」だけでは、事業者に対して委縮効果のみを与えることから、指針が必要と考えるため。</p> | <p>人種、信条、健康、内心など生活者の最も私的な事項に係る情報を抽出して検知したり、推定することは、プライバシーへの影響が高いことに注意いただく必要があります。 そのような技術がどのような目的で利用されるか、それが本人の選択により行われるのか（明確な同意に基づくものなのか）等、ケースによって、生活者が社会生活を営む上での受忍限度の範囲内かどうかが変わってくる考えます。事業者の皆様には、それぞれの案件において、その技術を活用することが、合理的に生活者へ説明可能かどうかを確認いただき、丁寧に適用を進めていただければと考えます。</p> | 13 | 3.2 (2) | | |
| 24 | 法人 | 法人1 | 14 | 3.2 (2) 脚注14 | <p>・該当箇所 「昨今、公共空間の管理運営を担うエアーマネジメント会社、商店街振興組合等により」</p> <p>・意見内容 公共空間におけるカメラ画像取得・利活用については、スマートシティへの影響もあるので、街づくり地方公共団体等への側面支援を、総務省主導で進めていただくことを要望いたします。</p> <p>・理由 スマートシティ等においては、エアーマネジメント会社・商店街等の民間組織だけではなく、行政や自治体側の支援も必須になってくると考えられるため。</p> | <p>参考意見として承りました。</p> | 14 | 3.2 (2) 脚注15 | | |
| 25 | 法人 | 法人1 | 16 | 3.3 (1) | <p>・該当箇所 「また、写り込みに関しても同様に、特定の個人を識別できるものであれば「個人情報」に該当するため、個人情報保護法を遵守した対応が必要となる」</p> <p>・意見内容 写り込みについて、カメラ内蔵の顔検出AI（エッジAI）を用いて、自動的にマスクングやモザイク処理をかけた状態の画像を録画したり利用したりするケースがあります。このときAI精度が99%だとして、マスクングが漏れる可能性が1%であることを理由に、処理済画像も「個人情報」に該当すると判断されるのでしょうか？録画・利用したい画像はあくまで処理済画像であって、マスクングが漏れた画像を利用する意図はないことが前提です。</p> <p>・理由 エッジAIによる非個人情報化の精度と、個人情報への該当性との関連について指針が必要と考えるため。</p> | <p>ご意見でいただいた「マスクングが漏れた処理済画像」については、特定の個人を識別できるカメラ画像は「個人情報」に該当しますので、「個人情報」として取り扱う必要があります。 なお、本ガイドブックに記載の通り、カメラ画像が特定の個人を識別できるものであれば、当該カメラ画像の取得は、個人情報の取得に該当します。</p> | 16 | 3.3 (1) | | |
| 26 | 法人 | 法人1 | 18 | 3.3 | <p>・意見内容 これまで「⑨処理済データ（モザイク処理の考え方）」の記載がありましたが、今回削除されています。バンダー・運用者にとって一番センシティブなところでもありますので、削除せずに配慮すべきポイントを記載いただくことを要望いたします。</p> <p>・理由 (意見内容に含む)</p> | <p>「3.3 カメラ画像の取扱い方」を含め全体的にユースケースに基づく内容になるよう、見直しをさせていただきました。これまでどおり、一律にモザイク処理をしさえすれば、個人情報に該当しないということではない、という点に、ご注意ください。</p> | 18 | 3.3 | | |

| # | 属性 | 投稿者 | パブコメ版 ページ | パブコメ版 パート | 御意見 | 考え方 | ページ | パート | 原案 | 修正後 |
|----|----|-----|--------------|--------------|---|---|-----|------------|---|--|
| 27 | 法人 | 法人1 | 26 | 4. 図表14 | ・該当箇所 「配慮事項の全体構成」 ・意見内容 全体構成として、企画・設計・運用・評価の各フローを分かりやすく整理いただきたいことに感謝いたします。 | 賛同意見として承りました。 | 26 | 4. 図表14 | | |
| 28 | 法人 | 法人1 | 27 | 4.1 脚注26 | ・該当箇所 「カメラ画像の利活用について他の事業者へ委託して実施する場合であっても、運用実施主体は、委託先の事業者ではなく、委託元の事業者である。」 ・意見内容 B2B2C の観点で、ベンダー企業でなくソリューション採用者側に運営責任がある旨を明記いただいたことに感謝いたします。 | 賛同意見として承りました。 | 27 | 4.1 脚注27 | | |
| 29 | 法人 | 法人1 | 30 | 4.2.2 脚注35 | ・該当箇所 「ベンダー企業が、提供技術や情報システムの運用についての説明文書や、プライバシーを保護した運用のためのガイドなどを提供している場合には、運用実施主体は、そちらに準拠した運用を行うこと。ベンダー企業も、運用実施主体がプライバシーに配慮した情報システムの運用ができるよう支援・協力すること。」 ・意見内容 ベンダー企業が運用実施主体に対して提供する「ガイド」としては、告知文や同意文のテンプレート提供等も含まれると考えてよいのでしょうか？法的な一次責任は運用主体にあるため、ベンダー企業として、どこまで踏み込んで運用主体側に提供すべきなのか判断に迷うことがあります。脚注レベルではなく、具体的な「ガイド」提供の事例等とともに、掲載いただくことを要望いたします。 ・理由 責任主体が、運用実施主体側にあるときに、ベンダー企業の立場としてどこまでの責任で、「ガイド」を提供するのかについて、法的な責任分界点と、システム全体としてのプライバシー配慮対応との間で判断が揺れてしまう場合があり、指針が必要と考えるため。 | ご指摘を踏まえて、脚注を修正します。 配慮事項⑨については、運用実施主体が主語となりますので、ベンダー企業の皆様からの提供資料を参考に、運用実施主体が運用を行うという趣旨を明確にいたしました。 なお、運用実施主体とベンダー企業の間では密にコミュニケーションを図っていただき、サービス全体でプライバシー保護に配慮した運用ができるよう進めていただければと考えます。 なお、ベンダー企業からの支援方法は、運用実施主体との関係性により様々であると想定されるため、本ガイドブックにおいては脚注の記載にとどめております。 | 30 | 4.2.2 脚注36 | 「ベンダー企業が、提供技術や情報システムの運用についての説明文書や、プライバシーを保護した運用のためのガイドなどを提供している場合には、運用実施主体は、そちらに準拠した運用を行うこと。」 | 「ベンダー企業が、提供技術や情報システムの運用についての説明文書や、プライバシーを保護した運用のためのガイドなどを提供している場合には、運用実施主体は、そちらを参考にして運用を行うこと。」 |
| 30 | 法人 | 法人1 | 35 | 4.5 | ・該当箇所 「⑨ カメラ画像の撮影及び利活用を開始する前に、十分な期間をもって事前告知を行う」 ・意見内容 「十分な期間」について、一般的に生活者が認知するために必要な期間は、1 ヶ月なのか1 週間なのかといった目安はないのでしょうか？それは生活者の母集団の特性に合わせて、ケースバイケースで事業者が検討・判断することになるのでしょうか？また公共空間・準公共空間で、推奨される期間は異なるのでしょうか？ ・理由 事前告知期間に関して「十分な期間」だけでは、事業者として指針が得られないため。 | 「4.2.1 コミュニケーションの配慮」に記載の通り、写り込み得る生活者の母集団の特性により、例えば店舗で新たなカメラ画像の利活用を進める場合に日常的に利用する顧客にとつての十分な事前告知期間と、大規模イベントでカメラ画像を利活用する際に会場で写り込み得る参加者にとつて十分な事前告知期間は異なることが想定されます。配慮事項⑨に記載の通り、画一的な方法によらず、母集団の特性を分析し、必要な期間を検討いただきたいと思いますと考えます。 | 35 | 4.5 | | |
| 31 | 法人 | 法人1 | 35 | 4.5 | ・該当箇所 「⑩ 事前告知には、例えば以下の内容を記載する。」 ・意見内容 事前告知の記載項目に関して列挙整理いただき、感謝いたします。 | 賛同意見として承りました。 | 35 | 4.5 | | |

| # | 属性 | 投稿者 | パブコメ版 ページ | パブコメ版 パート | 御意見 | 考え方 | ページ | パート | 原案 | 修正後 |
|----|----|------|--------------|--------------|---|---|-----|-----------|---|---|
| 32 | 個人 | 個人11 | 38 | 4.6 脚注48他 | <p>[該当箇所] 「顔識別機能」</p> <p>[意見] (1) 「顔識別機能」の定義及び(2)なぜ「顔識別機能」について特段の留意を要するのかについてのわかりやすい記載をガイドブック中にに入れていただきたい。</p> <p>[理由] 防犯カメラとは異なるタイプのカメラが一般に普及してきたことが本ガイドブックの制定・改定を必要としてきた背景となる懸念点と理解している。そして、そのカメラの特徴の一つが「顔識別機能」を有することである。 しかし、現在のガイドブックの記載では、一般の事業者からすると、ガイドブックが制定・改定された背景・懸念点は、ガイドブックの記載だけを読んでなかなか理解しがたい。 たとえば、防犯カメラに録画された画像には個人の顔は記録されており、その録画を再生すれば個人の顔は識別可能である。その機能を用いて、コンビニで窃盗などが行われた場合、防犯カメラを再生して容疑者の顔を識別する行為はすでに行われている。そうした防犯カメラを使っての顔識別と本ガイドブックが懸念している「顔識別機能」の差は必ずしも常態化していない。 にもかかわらず、本ガイドブックでは、「顔識別機能」という語も3回現れるが一度も定義はされておらず、本ガイドブックでいうところの「顔識別機能」が何なのかは本ガイドブックを読むだけではわからない。 本ガイドブックは、プライバシー分野をけん引する日本のトップリーダーが集まり制定・改定された文書である。しかし、その読み手はトップリーダーほどの知識水準を有さない、「人事総務部」や「総務部」といった部署に属する、法律やプライバシーに詳しくない者も多く含まれる点にご留意いただきたい。 そうした読者の知識水準を勘案すると、(1)ここで懸念している「顔識別機能」がいかなる点で「防犯カメラ」と異なり、(2)防犯カメラの画像であっても再生すれば人の顔を識別できるにもかかわらず「顔識別機能」を有する場合には特段の留意が必要なのかについて十分な説明を追記すべきと考える。</p> | ご指摘を踏まえ修正いたします。 | 38 | 4.6 脚注48他 | 「顔識別機能を有していない従来型の防犯カメラ」 | 「カメラで撮影する映像を記録するための従来型の防犯カメラ」 |
| 33 | 法人 | 法人1 | 41 | 4.7 | <p>・該当箇所 「カメラ画像や特徴量データを破棄しても、特定の個人を識別し得る特異な値を含んだデータがあり得ることに注意が必要である。」</p> <p>・意見内容 「カメラ画像や特徴量データを破棄しても、特定の個人を識別し得る特異な値を含んだデータがあり得ることに注意が必要である」とありますが、カメラ画像・特徴量データ以外に「個人を識別し得る特異な値」として、どのようなものがあるのか例示いただくことを要望いたします。</p> <p>・理由 (意見内容に含む)</p> | ご指摘を踏まえ修正いたします。 | 41 | 4.7 | (脚注を追記) | 「例えば、推定年代が100歳以上のレコードの場合、特異な値として、特定の個人が識別可能な場合があるため、75歳以上に置き換える等の配慮が必要である。」 |
| 34 | 法人 | 法人1 | 42 | 4.8 | <p>・該当箇所 「取得したカメラ画像・当該カメラ画像から生成又は抽出等したデータについての取得項目・利用範囲・アクセス権・保存期間等を適切に定めて運用する」</p> <p>・意見内容 取得後の保管・管理時の配慮の具体的な対応を記載いただいたことに感謝いたします。</p> | 賛同意見として承りました。 | 42 | 4.8 | | |
| 35 | 法人 | 法人1 | 42 | 4.8 | <p>・該当箇所 「生活者から一元的な連絡先等に問合せがあった場合には、疑問点について丁寧に説明するとともに」</p> <p>・意見内容 本記載を追記いただいたことに感謝いたします。</p> | 賛同意見として承りました。 | 42 | 4.8 | | |
| 36 | 法人 | 法人1 | 42 | 4.8 脚注54 | <p>・該当箇所 「保存期間の設定に当たっては、個人情報保持・管理する際のリスクや、生活者の受忍限度にも配慮すること。」</p> <p>・意見内容 生活者の「受忍限度」について、具体的には何に配慮すべきかの指針を要望いたします。</p> <p>・理由 「受忍限度」の意味が不明確なため。</p> | ご指摘を踏まえ、脚注の文意が明確になるよう、修正いたします。 なお、受忍限度について配慮すべき内容は、「3.2 プライバシー保護について」にて記載をしています。 | 42 | 4.8 脚注56 | 「保存期間の設定に当たっては、個人情報保持・管理する際のリスクや、生活者の受忍限度にも配慮すること。」 | 「データを保存する期間が長くなるほど、個人情報保持・管理する際のリスクが生じることに配慮すること。」 ※脚注を付すの位置も、本文の一文後に移動。 |

| # | 属性 | 投稿者 | パフコメ版 ページ | パフコメ版 パート | 御意見 | 考え方 | ページ | パート | 原案 | 修正後 |
|----|----|------|--------------|--------------|---|--|-----|----------|---|---|
| 37 | 法人 | 法人1 | 43 | 4.8 脚注55 | <p>・該当箇所 「当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下、「利用停止等」という。）に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときを除き、生活者からの当該保有個人データの利用停止等の請求に対応することが義務付けられている（第35条）」</p> <p>・意見内容 利用停止の要求への対応が困難で、消去であれば可能な場合、停止対応の代わりに消去で対応することについては、本人への説明が伴えば問題はないのでしょうか？</p> <p>・理由 技術的・システム的な対応要否の観点で、消去対応は比較的容易ですが、利用停止については設計時点からサポートしないと対応困難であると考えられる。そうした場合の対応策に関して代替策で対応可能なかの見解をいただきたい。</p> | <p>個人情報保護法においては、利用停止等請求を受けた場合、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、利用停止等を行わなければならない。</p> <p>本人から利用停止の請求を受けた場合、請求を受けた保有個人データを消去することは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で対応を行ったものであり、「本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置」には当たりません。</p> | 43 | 4.8 脚注57 | | |
| 38 | 個人 | 個人12 | 44 | 4.8他 | <p>[該当箇所] 本ガイドブック中の「漏えい」 [意見] 本ガイドブック中の「漏えい」は、すべて「漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）」に変更すべき。 [理由] 情報が外部に流出した場合のみならず、可用性が失われる滅失及び毀損が生じた場合も、生活者に不利益が生じうる。そのため、本ガイドブックにおいて生活者の権利利益の保護の観点から事業者が必要な事後対応をすべきなのは、漏えいした場合に限られない。かかる考えのもと、令和2年改正個人情報保護法では、漏えい等に際し、規制当局への報告及び本人への通知義務を法律上の義務とする改正をした。 そこで、本ガイドブックを今回改定する目的の一つである「令和2年・令和3年改正個人情報保護法への対応」を実現するために、本ガイドブック中の「漏えい」は「漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）」と定義したうえで、「漏えい等」にすべて置き換えるのが適切と考える。</p> | <p>ご指摘を踏まえ修正いたします。</p> | 44 | 4.8他 | <p>配慮事項⑨ 「漏えい」 上記以降の箇所 「漏えい」</p> | <p>配慮事項⑨ 「漏えい、滅失、又は毀損（以下、「漏えい等」という。）」 上記以降の箇所 「漏えい等」</p> |
| 39 | 法人 | 法人2 | 47 | 5. | <p>該当箇所 ・「5. 配慮事項を組み込んだ適用ケース」 意見内容 ・ケースだけでなく、顔認証を利用する適用ケースを追加してほしい。 顔認証での入退館や入室、顔認証での決済、顔認証でのパソコンのログオン等 理由 ・オフィスやホテルでの顔認証による入退館や入室、空港での顔認証による搭乗、観光地での顔認証決済、業務用パソコン使用の際の顔認証ログオン等、この数年で日常生活に顔認証が普及している。顔認証の普及が著しく進んでいるが、特にコミュニケーションの配慮にあたり、事業者が参考ができるガイドがない。そこで、カメラ画像利活用ガイドブックに、適用ケースを追加いただきたい。</p> | <p>ご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。 本ガイドブックの現在のバージョンは、特定の個人を識別する目的でカメラ画像を取得するケースは検討の対象に含めておりません。</p> | 47 | 5. | | |
| 40 | 個人 | 個人13 | 52 | 5.1 図表17 | <p>[該当箇所] 「映像から取得・加工・推定・予測を予定しているデータ」の「【推定】 来店者人数」について [意見] 来店者人数は、【取得】の項目に記載すべきと考える。 [理由] カメラ画像に映った人の数を数えることで、過去の来店者人数を数えるのであれば、来店者人数は【推定】しているのではなく、【取得】している情報と考えるのが自然である。 他方、カメラ画像に映った人の数を数えることで、将来の来店者人数を予想するのであれば、それは【予測】に記載されている「レジ混雑度」と同様、【予測】に分類すべき情報と考える。 本ガイドブックであって、【取得】【加工】【推定】【予測】と細かく分類した以上、各項目に何を記載すべきかの指針を整理して提示すべきと考える。</p> | <p>本ガイドブックでは、カメラ画像を「取得」として扱い、カメラ画像から、機械処理などで推定した属性情報や、形状認識技術等で計測したカウントデータは、処理や分析の結果として扱っています。 ご指摘を踏まえ、5.1の事前告知文面、通知文面における、【取得】【加工】【推定】【予測】との分類について修正いたします。 なお、通知文面はあくまで例として示しているものであり、運用実施主体がそれぞれ検討し、用意いただくことを想定しています。</p> | 52 | 5.1 図表17 | <p>「・映像から取得・加工・推定・予測を予定しているデータ 【取得】 お客様の顔を含む全身画像 【加工】 顔を含む全身画像から生成するお客様の顔の特徴を示すデータ 【推定】 来店者人数、性別・年代 【予測】 レジ混雑度」</p> | <p>「・映像から取得・加工・分析・予測を予定しているデータ 【取得】 お客様の顔を含む全身画像 【加工】 顔を含む全身画像から生成するお客様の顔の特徴を示すデータ 【分析】 来店者の人数計測、来店者の性別・年代の推定 【予測】 レジ混雑度」</p> |
| 41 | 個人 | 個人14 | 54 | 5.1 図表19 | <p>[該当箇所] 「当社は、個人の情報の保護に関する法律、同法の政令・・・」 ほか [意見] 以下に変更すべき。 「当社は、個人の情報の保護に関する法律、同法の政令・・・」 [理由] ・ 法令の正式名称は、個人情報の保護に関する法律である。 ・ 本ガイドブックの図表のほかの箇所でも同様に、「個人の情報の保護に関する法律」と記載があるが「個人情報の保護に関する法律」に修正すべき。</p> | <p>ご指摘を踏まえ修正いたします。</p> | 54 | 5.1 図表19 | <p>「個人の情報の保護に関する法律」</p> | <p>「個人情報の保護に関する法律」</p> |

| # | 属性 | 投稿者 | パフコメ版 ページ | パフコメ版 パート | 御意見 | 考え方 | ページ | パート | 原案 | 修正後 |
|----|----|------|--------------|--------------|--|--|-----|----------|--|---|
| 42 | 個人 | 個人15 | 54 | 5.1 図表19 | <p>【該当箇所】</p> <p>「・・・不正なアクセス又は不正なソフトウェアからの保護する仕組みを導入しています。」</p> <p>ほか</p> <p>【意見】</p> <p>「の」を削除し、以下の表現に変更すべき。</p> <p>「・・・不正なアクセス又は不正なソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。」</p> <p>【理由】</p> <p>本ガイドブック全体に言えることだが、日本語の文章として適切性のレビューも経ていない状態で意見募集にかけられている。省内でレビューを十分してから国民の意見募集を開始すべきと考える。</p> | ご指摘を踏まえ修正いたします。 | 54 | 5.1 図表19 | 「不正なアクセス又は不正なソフトウェアからの保護する仕組みを導入しています。」 | 「不正なアクセス又は不正なソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。」 |
| 43 | 個人 | 個人16 | 55 | 5.1 | <p>【該当箇所】</p> <p>【取得過程】</p> <p>・各過程において、取得・処理・保存される情報を下図に示す。</p> <p>ほか</p> <p>【意見】</p> <p>・【取得過程】を【取扱い過程】に変更すべき。</p> <p>・「取得・処理・保存」を「取得・加工・保存・利活用」に変更すべき。</p> <p>【理由】</p> <p>・「取得・処理・保存」をあわせて「取得過程」と呼称するのは日本語としておかしい。個人情報保護法上の用語法として、「取扱い」（EU法上のprocessingに対応）という概念がある以上、それを用いるべき。</p> <p>・「下図」は、図表20だが、店内での移動・滞留状況が「利活用情報」として記載されている。このことから、【取扱い過程】には、「利活用」も含まれていると考えるのが自然。</p> <p>・本ガイドブックは6つのケースを挙げているが、ほかのケースについても同様の変更が必要と考える。</p> | 「【取得過程】」は同ページの「【取得情報】」に係るご指摘と理解して検討させていただきました。ご指摘を踏まえ修正いたします。 | 55 | 5.1 | 「【取得情報】 ・各過程において、取得・処理・保存される情報を下図に示す。」 | 「【取扱い情報】 ・各過程において、取得・処理・保存・利活用される情報を下図に示す。」 |
| 44 | 個人 | 個人17 | 58 | 5.1 | <p>【該当箇所】</p> <p>④「開示等請求等対応」の「保有個人データは該当しないもの」</p> <p>ほか</p> <p>【意見】</p> <p>「保有個人データに該当しない場合、」に変更すべきと考える。</p> <p>【理由】</p> <p>まず、現在、多くの小売事業者にてポイントカードなどによる顧客囲い込みや購入履歴の取得がされている。また、現金以外の決済手段（特に非接触型の決済手段）がコロナ禍でさらに普及している結果、購買履歴は保有個人データとなることが多い。たとえば、Tポイント、楽天ポイント、ローソンなども取り扱っているPONTAといったポイントカードやPaypayといった決済手段を具体例として想起してきた。</p> <p>そうした取引裏感を踏まえると、店舗内で生活者が物品・サービスを購入し、購入時にこれらのポイントカードや決済手段を用いた場合、（1）ポイントカード番号・決済手段とポイントカード・決済のアカウント作成時に提供した氏名・住所・電話番号などの個人情報と（2）店舗内設置カメラでの特定の個人の動線（店舗に入る時点からレジに並んで商品を購入した後、店舗を出るまでの動き）を示すカメラ画像は、購買時点で紐づけられる。</p> <p>（1）の情報が保有個人データである以上、それと容易に照合できる（2）も取得時点で保有個人データに該当するのが個人情報保護法の解釈として自然である。</p> <p>なお、容易照合性は広く認められている。たとえば、2019年12月4日付個人情報保護委員会リリース（リクルートキャリア社及びリクルート社に対する勧告）を受けて、リクルート社が公表した同日付リリースでも「一部の契約企業に納品していた情報が、他の情報と照合することによって、特定の個人を識別することが可能な状態になってしまっていた」（https://www.recruit.co.jp/newsroom/notification/2019/1204_18538.html）と記載されているように、現に照合していただけでなく、照合しようと思えば照合しうる状態であれば、容易照合性は認められる。</p> <p>そうすると、店舗内でのカメラ画像は、最終的に生活者が購買した場合においては、保有個人データには該当するものが大衆であり、逆に保有個人データに該当しない場合の方が例外と捉えるべきと思われる。</p> <p>にもかかわらず、「保有個人データには該当しない」と断言しきった記載をホンガイドブックに記載することは、動線を示すカメラ画像は保存さえしなければ保有個人データに該当しないというお墨付きを本ガイドブックが与えたことになりかねないとの懸念がある。</p> | 本ガイドブックでは、カメラ画像から抽出した情報を、事業者が別途保有する会員情報等と紐づけるサービスは、検討対象に含んでおりません。ご指摘を踏まえて、当該記載箇所を修正します。また、特定空間に向けた適用ケース（（1）～（2））の事前告知文面・通知文面例に「会員情報等との紐づけはしない」ことを明記しました。 | 58 | 5.1 | <p>図表中 ④開示等請求等対応</p> <p>「（保有個人データは該当しないもの）生活者からの問合せがあった場合には、カメラ画像や特徴量データの破壊のタイミング等を丁寧に説明する体制を整えた。」</p> <p>適用ケース（1）（2）事前告知文面・通知文面</p> <p>「なお、データは当社のみで利用し、他社へ提供することはありません。」</p> | <p>図表中 ④開示等請求等対応</p> <p>「（保有個人データは該当しない場合でも）生活者からの問合せがあった場合には、カメラ画像や特徴量データの破壊のタイミング等を丁寧に説明する体制を整えた。」</p> <p>適用ケース（1）（2）事前告知文面・通知文面</p> <p>「なお、データは当社のみで利用し、他社へ提供することはありません。また、会員情報等との紐づけはいたしません。」</p> |

| # | 属性 | 投稿者 | パフコメ版 ページ | パフコメ版 パート | 御意見 | 考え方 | ページ | パート | 原案 | 修正後 |
|----|----|------|--------------|--------------|--|---|-----|----------|---|--|
| 45 | 個人 | 個人18 | 60 | 5.1 図表23 | <p>[該当箇所] 「映像から取得・加工・推定・分析しているデータ」</p> <p>[意見] 図表では、【推定】しているデータが無い。以下のいずれかの変更をすべきと考える。 1) 「映像から取得・加工・推定・分析しているデータ」を「映像から取得・加工・分析しているデータ」に変更 2) 「【推定】 該当なし」との記載を追記する。</p> <p>[理由] 事業者のマーケティング担当者や総務法務担当者は、本ガイドブックを参照して実際の掲示を作成するのであるから、もう少し丁寧に本ガイドブックを作成していただきたい。</p> | ご指摘を踏まえ修正いたします。 | 60 | 5.1 図表23 | <p>「映像から取得・加工・推定・分析しているデータ」</p> <p>【取得】お客様の顔を含む全身画像 【加工】顔を含む全身画像から生成するお客様の顔の特徴を示すデータ 【分析】店舗内での移動・滞留状況</p> | <p>「映像から取得・加工・分析しているデータ」</p> <p>【取得】お客様の顔を含む全身画像 【加工】顔を含む全身画像から生成するお客様の顔の特徴を示すデータ 【分析】店舗内での移動・滞留状況</p> |
| 46 | 個人 | 個人19 | 63 | 5.1 図表25 | <p>[該当箇所] 【利用】【利用情報】</p> <p>[意見] ほかのケースの図表では【利活用】【利活用情報】と記載がある。 図表の【利用】【利用情報】は誤記で、正確には、【利活用】【利活用情報】との記載でよいか。</p> | ご指摘を踏まえ修正いたします。 | 63 | 5.1 図表25 | <p>図表中 「【利用】」</p> <p>図表中 「【利活用情報】」</p> | <p>図表中 「【利活用】」</p> <p>図表中 「【利活用情報】」</p> |
| 47 | 法人 | 法人1 | 65 | 5.1 図表26 | <p>・該当箇所 事前告知内容「・保有個人データに当たるため、開示等請求等に応じるための問い合わせ先や開示等請求等に応じる手続きを明記した。」 ・意見内容 レポート分析での特徴量保管に関して、Ver2.0 では6 か月以内消去する運用で、保有個人データとしての義務が発生しないようにされていたかと思いますが、今回6 か月ルールがなくなったために、開示等請求に関する公表・告知を行うという事例になっていると思われます。ただし、このユースケースの場合、特徴量データだけ保管されており、来店日時だけから本人特定できない可能性もあります。また、特徴量を開示しても数字の羅列であり、本人にとっては意味のないデータとも推測されますし、同一人物でも生成する度に同一の特徴量にはならないのが一般的です。その場合でも開示請求の対応は必須になるのでしょうか？対応できない理由とともに回答する準備をしておく、ということも対応策としては想定されるのでしょうか？ ・理由 レポート分析における特徴量の開示等の請求対応が、実際の運用上非常に困難であることが想定されるため、顔特徴量の特性（個人の一定不変の符号ではなく同一個人でも顔画像取得・生成ごとに異なる符号となる）も考量いただいた上で、適切な運用に資する指針を要望するため。</p> | <p>レポート分析で取扱う特徴量データは特定の個人を識別できるものが想定されますので、個人識別符号に該当し、それが検索可能な形であれば個人情報データベースを構成し、当該データは保有個人データに該当しますので、法的には開示請求の対象となることとなります。 ただし、開示請求については例外事由がありますのでそちらを確認いただくと共に、開示に応じられない場合であっても生活者保護の観点から該当するレコードを削除するなど、丁寧な対応をいただければと思います。</p> | 65 | 5.1 図表26 | | |
| 48 | 個人 | 個人21 | 68 | 5.1 | <p>[該当箇所] 「このデータからカメラ画像を復元することは現時点の技術では不可能です。」</p> <p>[意見] 以下の通り変更すべき。 「このデータからカメラ画像を復元することは、現時点の技術では商業的には不可能です。」</p> <p>[理由] 1) たとえば、あるメールアドレスが個人情報に該当する場合、当該メールアドレスをハッシュ化した場合であってもハッシュ値は個人情報になるとされている。その理由は、ハッシュ値が一意である以上、ありとあらゆるすべてのメールアドレスを仮にハッシュ関数でハッシュ化すれば、そのハッシュ化の結果とハッシュ値を対照することによってもとのメールアドレスを割り出せるからである。 2) 同様に、カメラ画像もピクセルの集合であり、それを一定の加工方法に基づいて符号に変換している以上、ありとあらゆるすべてのピクセルの集合の組み合わせを当該加工方法を用いて変換すれば、その加工結果と符号を対照することによってもとのカメラ画像を復元することは一応可能であり、不可能というのは筆が滑りすぎていると考える。 3) ただし、上記3)の方法で復元することが、商業的合理性の観点からは不可能であると思われる。なぜならば2)の方法で復元しようとした場合、膨大な計算量が必要なので大規模なコンピュータを一定期間にわたって使い続ける必要があり、商業的には、復元のコストの方がメリットに勝る場合が通常だからである。</p> | ご指摘を踏まえ修正いたします。 | 68 | 5.1 | <p>「このデータからカメラ画像を復元することは現時点の技術では不可能です。」</p> | <p>「このデータからカメラ画像を復元することは現時点の技術では、商業目的の利用の範囲においては不可能です。」</p> |
| 49 | 個人 | 個人20 | 70 | 5.1 | <p>[該当箇所] 【ステッカーの例】</p> <p>[意見] 「・・・カメラを設置し、お客様の画像を撮影いたします。」に変更すべき</p> <p>[理由] 「カメラを設置します」だけでは、生活者の店舗内での行動が逐一撮影されていることは生活者にとって認識しづらく、透明性原則の点から適切ではないと考える。ステッカーを見て、すぐに生活者が自分の店舗内での行動が撮影されているとわかるようにすべきと考える。</p> | ご指摘を踏まえ修正いたします。 | 70 | 5.1 | <p>「●●年●月●日から売り場・品揃え・オペレーション改善等のためカメラを設置します」</p> <p>「売り場・品揃え・オペレーション改善等のためカメラを設置しています」</p> | <p>「●●年●月●日から売り場・品揃え・オペレーション改善等のためカメラを設置し、お客様の画像を撮影いたします」</p> <p>「売り場・品揃え・オペレーション改善等のためカメラを設置し、お客様の画像を撮影しています」</p> |

| # | 属性 | 投稿者 | パブコメ版 ページ | パブコメ版 パート | 御意見 | 考え方 | ページ | パート | 原案 | 修正後 |
|----|----|------|--------------|--------------|--|---|-----|----------|--|--|
| 50 | 個人 | 個人22 | 94 | 5.1 図表44 | <p>[該当箇所] 「なお、今回のサービスで使用するデータは、当社のみでの利用であり、他社へ提供することはございません。」</p> <p>[意見] 以下の通り変更すべき。 「なお、今回のサービスで使用するカメラ画像は、当社のみでの利用であり、他社へ提供することはございません。」</p> <p>[理由] 「データの利用：専用アプリ「〇〇〇〇」をご利用ください」からすると、少なく「加工されたデータ」は、専用アプリをインストールした者は誰でも利用可能なようである。 そうすると、文意は、「今回のサービスで使用するデータ」のうち、専用アプリで利用可能なデータ以外は当社のみが利用可能で、他方、それ以外のデータは（専用アプリをインストールしている限り）誰でも利用可能ということのようである。 しかし、以上の趣旨が一読してはわからない。 そこで上記趣旨を生活者が容易に理解できるようにすべく、変更すべきと考える。</p> | <p>ご指摘を踏まえ修正いたします。</p> | 95 | 5.1 図表44 | <p>「今回のサービスで使用するデータは、当社のみでの利用であり、他社へ提供することはございません」</p> | <p>「今回のサービスで使用するデータは、表示を行う加工後のデータを除き、当社のみでの利用であり、他社へ提供することはございません」</p> |
| 51 | 法人 | 法人1 | 95 | 5.2 脚注63 | <p>・該当箇所 「フランチャイズ店舗オーナーが、個人事業主であったり、フランチャイズ企業とは別法人である場合には、事前告知・通知を行う運用実施主体の名称はフランチャイズ企業の店舗名でなく、個人事業主や別法人名を明記し、責任を有する主体を明確にする必要がある。」</p> <p>・意見内容 来店客にとっては、フランチャイズ店舗オーナー企業の名称は通常認知されない場合であっても、「〇〇株式会社（〇〇チェーン〇〇店運営会社）」という注釈は不要なのでしょうか？</p> <p>・理由 法律遵守のためには、事業主・正式な法人名の明記が必要だが、生活者視点に立つ場合には、通称の「××チェーン・〇〇店」というような記載も併記すべきと考えられるため。</p> | <p>ご指摘を踏まえ修正いたします。 脚注及び、5.2の図表を修正いたします。</p> | 96 | 5.2 脚注65 | <p>脚注 「フランチャイズ企業の店舗名でなく、個人事業主や別法人名を明記」</p> <p>図表中 「〇〇〇 ××店（有限会社△△△）」</p> | <p>脚注 「フランチャイズ企業の店舗名だけでなく、個人事業主や別法人名を明記」</p> <p>図表中 「有限会社△△△（〇〇〇 ××店）」</p> |